

岩手県告示第390号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成21年岩手県告示第883号）で公示した公共測量を終了した旨国土交通省東北地方整備局三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成22年4月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 久慈市侍浜町及び夏井町地内
- 2 実施した期間 平成21年11月30日から平成22年3月30日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（基準点測量・路線測量・地形測量）